

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設に伴う 保険料額の変化に関する調査－結果速報－

1. 調査の概要

- 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の世帯のうち、これまで市町村国民健康保険に加入していた世帯について、平成19年度の国民健康保険料(税)率及び平成20年度の長寿医療制度の保険料率を用いて、長寿医療制度の創設に伴う保険料額の変化を、全市町村を対象に調査。
- 調査の対象は、4種類の世帯類型と3種類の収入区分とを組み合わせた12のモデル世帯。

(参考)モデル世帯

世帯構成

- 単身世帯：75歳以上の単身世帯
- 夫婦世帯(1)：夫婦ともに75歳以上の世帯
- 夫婦世帯(2)：夫は75歳以上、妻は75歳未満の世帯
- 同居世帯：75歳以上の親が子供夫婦(ともに75歳未満)と同居している3人世帯(子供の所得は夫の180万円の事業所得)

高齢者の所得

- 基礎年金世帯：夫婦とも79万円の基礎年金を受給
- 厚生年金世帯：夫は201万円の厚生年金(妻は79万円の基礎年金)を受給
- 高所得世帯：夫は400万円の厚生年金(妻は79万円の基礎年金)を受給

※ 金額はいずれも年額

- モデル世帯別、保険料額の変化の状況(減少、変化なし、増加)別市町村数の集計に加え、平成18年度国民健康保険実態調査(速報データ)から作成した都道府県別モデル世帯別所得分布をあてはめて、世帯ごとにみた保険料額の変化の状況を推計。

2. 結果の概要

(1) モデル世帯別、保険料額の変化の状況別市町村数

- 基礎年金世帯及び厚生年金世帯の単身世帯については、9割以上の市町村で保険料が減少。(表1)
- また、基礎年金世帯及び厚生年金世帯の夫婦世帯、高所得世帯の単身世帯については、7～8割程度の市町村で保険料が減少。(表1)
- 高所得世帯の夫婦のみ世帯については、6割程度の市町村で保険料が減少。(表1)
- 収入区分にかかわらず、同居世帯については、保険料が増加する市町村が、減少する市町村を若干上回っている。(表1)
- 特に、4方式を採用している市町村においては、基礎年金世帯及び厚生年金世帯の単身世帯及び夫婦世帯で、8～9割程度の市町村で保険料が減少。(表2)

(2) 世帯ごとにみた保険料額の変化の状況の推計

- 75歳以上の者がいる市町村国保世帯についてみれば、全国計では7割程度の世帯で保険料が減少すると推計される。(表3)
- 減少する世帯割合には都道府県ごとに差があるが、ほとんどの都道府県において、6～7割程度の世帯で保険料が減少すると推計される。(表3)
- 賦課方式別にみると、2方式を採用している市町村を除き、7割程度の世帯で保険料が減少すると推計される。(表5)

表1 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料と国保保険料の比較(増加・減少の市町村数)

		後期高齢者医療制度の保険料が市町村国保の保険料と比べ				
		減少する市町村	変化しない市町村	増加する市町村	合計	
基礎年金世帯	単身世帯	1,748 (96%)	2 (0%)	80 (4%)	1,830 (100%)	
	夫婦世帯	共に後期高齢者	1,526 (83%)	9 (0%)	295 (16%)	1,830 (100%)
		妻が国保に残る	1,560 (85%)	8 (0%)	262 (14%)	1,830 (100%)
	同居世帯	819 (45%)	7 (0%)	1,004 (55%)	1,830 (100%)	
厚生年金世帯	単身世帯	1,753 (96%)	2 (0%)	75 (4%)	1,830 (100%)	
	夫婦世帯	共に後期高齢者	1,308 (71%)	3 (0%)	519 (28%)	1,830 (100%)
		妻が国保に残る	1,496 (82%)	5 (0%)	329 (18%)	1,830 (100%)
	同居世帯	827 (45%)	6 (0%)	997 (54%)	1,830 (100%)	
高所得世帯	単身世帯	1,372 (75%)	2 (0%)	456 (25%)	1,830 (100%)	
	夫婦世帯	共に後期高齢者	1,039 (57%)	3 (0%)	788 (43%)	1,830 (100%)
		妻が国保に残る	1,147 (63%)	4 (0%)	679 (37%)	1,830 (100%)
	同居世帯	895 (49%)	1 (0%)	934 (51%)	1,830 (100%)	

(注)基礎年金世帯は夫婦とも79万円、厚生年金世帯は夫201万円、妻79万円、高所得世帯は、夫400万円、妻79万円の年金収入、同居世帯は、子夫婦180万円の事業収入、親(1人)の年金収入が79万円、201万円、400万円としている。保険料が、年間±99円以下の場合に変化しないとしている。

表2 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料と国保保険料の比較
賦課方式別(増加・減少の市町村数)

			後期高齢者医療制度の保険料が市町村国保の保険料と比べ				
			減少する市町村	変化しない市町村	増加する市町村	合計	
4方式	基礎年金世帯	単身世帯	1,453 (100%)	0 (0%)	3 (0%)	1,456 (100%)	
		夫婦世帯	共に後期高齢者	1,409 (97%)	4 (0%)	43 (3%)	1,456 (100%)
			妻が国保に残る	1,445 (99%)	0 (0%)	11 (1%)	1,456 (100%)
	同居世帯	813 (56%)	7 (0%)	636 (44%)	1,456 (100%)		
	厚生年金世帯	単身世帯	1,417 (97%)	0 (0%)	39 (3%)	1,456 (100%)	
		夫婦世帯	共に後期高齢者	1,130 (78%)	3 (0%)	323 (22%)	1,456 (100%)
			妻が国保に残る	1,284 (88%)	3 (0%)	169 (12%)	1,456 (100%)
	同居世帯	753 (52%)	6 (0%)	697 (48%)	1,456 (100%)		
	高所得世帯	単身世帯	1,049 (72%)	2 (0%)	405 (28%)	1,456 (100%)	
		夫婦世帯	共に後期高齢者	773 (53%)	3 (0%)	680 (47%)	1,456 (100%)
			妻が国保に残る	862 (59%)	3 (0%)	591 (41%)	1,456 (100%)
	同居世帯	651 (45%)	1 (0%)	804 (55%)	1,456 (100%)		
3方式	基礎年金世帯	単身世帯	288 (88%)	2 (1%)	39 (12%)	329 (100%)	
		夫婦世帯	共に後期高齢者	110 (33%)	5 (2%)	214 (65%)	329 (100%)
			妻が国保に残る	108 (33%)	8 (2%)	213 (65%)	329 (100%)
	同居世帯	0 (0%)	0 (0%)	329 (100%)	329 (100%)		
	厚生年金世帯	単身世帯	300 (91%)	2 (1%)	27 (8%)	329 (100%)	
		夫婦世帯	共に後期高齢者	174 (53%)	0 (0%)	155 (47%)	329 (100%)
			妻が国保に残る	203 (62%)	2 (1%)	124 (38%)	329 (100%)
	同居世帯	44 (13%)	0 (0%)	285 (87%)	329 (100%)		
	高所得世帯	単身世帯	287 (87%)	0 (0%)	42 (13%)	329 (100%)	
		夫婦世帯	共に後期高齢者	232 (71%)	0 (0%)	97 (29%)	329 (100%)
			妻が国保に残る	249 (76%)	1 (0%)	79 (24%)	329 (100%)
	同居世帯	208 (63%)	0 (0%)	121 (37%)	329 (100%)		
2方式	基礎年金世帯	単身世帯	7 (16%)	0 (0%)	38 (84%)	45 (100%)	
		夫婦世帯	共に後期高齢者	7 (16%)	0 (0%)	38 (84%)	45 (100%)
			妻が国保に残る	7 (16%)	0 (0%)	38 (84%)	45 (100%)
	同居世帯	6 (13%)	0 (0%)	39 (87%)	45 (100%)		
	厚生年金世帯	単身世帯	36 (80%)	0 (0%)	9 (20%)	45 (100%)	
		夫婦世帯	共に後期高齢者	4 (9%)	0 (0%)	41 (91%)	45 (100%)
			妻が国保に残る	9 (20%)	0 (0%)	36 (80%)	45 (100%)
	同居世帯	30 (67%)	0 (0%)	15 (33%)	45 (100%)		
	高所得世帯	単身世帯	36 (80%)	0 (0%)	9 (20%)	45 (100%)	
		夫婦世帯	共に後期高齢者	34 (76%)	0 (0%)	11 (24%)	45 (100%)
			妻が国保に残る	36 (80%)	0 (0%)	9 (20%)	45 (100%)
	同居世帯	36 (80%)	0 (0%)	9 (20%)	45 (100%)		

(注)基礎年金世帯は夫婦とも79万円、厚生年金世帯は夫201万円、妻79万円、高所得世帯は、夫400万円、妻79万円の年金収入、同居世帯は、子夫婦180万円の事業収入、親(1人)の年金収入が79万円、201万円、400万円としている。保険料が、年間±99円以下の場合に変化しないとしている。

表3 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)創設に伴い保険料が減少する世帯に関する粗い推計

－ 後期高齢者がいる市町村国保世帯のうち後期高齢者医療制度創設によって保険料が減少する世帯数割合 －

都道府県	減少する世帯数割合	(参考) 減少する世帯に属する後期高齢者割合
北海道	79%	79%
青森県	73%	74%
岩手県	82%	83%
宮城県	75%	76%
秋田県	73%	75%
山形県	79%	82%
福島県	76%	77%
茨城県	78%	80%
栃木県	87%	88%
群馬県	87%	88%
埼玉県	54%	51%
千葉県	69%	70%
東京都	44%	45%
神奈川県	70%	68%
新潟県	69%	71%
富山県	72%	73%
石川県	68%	67%
福井県	68%	67%
山梨県	82%	82%
長野県	74%	73%
岐阜県	72%	71%
静岡県	81%	82%
愛知県	59%	59%
三重県	79%	80%
滋賀県	77%	78%
京都府	73%	73%
大阪府	81%	81%
兵庫県	70%	69%
奈良県	81%	81%
和歌山県	75%	75%
鳥取県	82%	82%
島根県	79%	79%
岡山県	73%	74%
広島県	74%	73%
山口県	62%	59%
徳島県	87%	87%
香川県	52%	49%
愛媛県	67%	68%
高知県	52%	51%
福岡県	61%	58%
佐賀県	68%	69%
長崎県	76%	77%
熊本県	64%	64%
大分県	64%	62%
宮崎県	78%	77%
鹿児島県	63%	58%
沖縄県	36%	36%
全国計	69%	69%

(注)割合は、後期高齢者がいる市町村国保世帯のうち後期高齢者医療制度創設によって保険料が減少するものの割合

表4 与党PTによる軽減策導入後の粗い推計

- 後期高齢者がいる市町村国保世帯のうち後期高齢者医療制度創設によって保険料が減少する世帯数割合 -

都道府県	減少する世帯数割合	(参考) 減少する世帯に属する後期高齢者割合
北海道	82%	82%
青森県	76%	78%
岩手県	83%	85%
宮城県	75%	77%
秋田県	74%	77%
山形県	80%	83%
福島県	78%	80%
茨城県	79%	81%
栃木県	87%	89%
群馬県	88%	89%
埼玉県	70%	66%
千葉県	73%	73%
東京都	71%	69%
神奈川県	71%	68%
新潟県	71%	73%
富山県	73%	75%
石川県	71%	70%
福井県	72%	72%
山梨県	84%	84%
長野県	77%	77%
岐阜県	75%	75%
静岡県	82%	83%
愛知県	62%	62%
三重県	80%	81%
滋賀県	79%	80%
京都府	75%	75%
大阪府	83%	83%
兵庫県	74%	73%
奈良県	82%	83%
和歌山県	79%	79%
鳥取県	84%	85%
島根県	83%	84%
岡山県	79%	80%
広島県	77%	77%
山口県	67%	65%
徳島県	89%	90%
香川県	58%	55%
愛媛県	83%	82%
高知県	77%	75%
福岡県	67%	65%
佐賀県	72%	74%
長崎県	79%	80%
熊本県	71%	72%
大分県	73%	72%
宮崎県	84%	84%
鹿児島県	73%	70%
沖縄県	61%	59%
全国計	75%	75%

(注)割合は、後期高齢者がいる市町村国保世帯のうち後期高齢者医療制度創設によって保険料が減少するものの割合

表5 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)創設に伴い保険料が減少する世帯に関する粗い推計

- 後期高齢者がいる市町村国保世帯のうち後期高齢者医療制度創設によって保険料が減少する世帯数割合 -

	減少する世帯数割合			
	低所得	中所得	高所得	
賦課方式計	69%	61%	75%	78%
4方式	73%	73%	80%	68%
3方式	70%	60%	76%	84%
2方式	51%	22%	50%	85%

(注)低所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が24万円未満(年金収入177万円未満)、
 中所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が24万円以上139万円未満(年金収入177万円以上292万円未満)、
 高所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が139万円以上(年金収入292万円以上)とした。

表6 与党PTによる軽減策導入後の粗い推計

- 後期高齢者がいる市町村国保世帯のうち後期高齢者医療制度創設によって保険料が減少する世帯数割合 -

	減少する世帯数割合			
	低所得	中所得	高所得	
賦課方式計	75%	73%	77%	78%
4方式	77%	79%	82%	68%
3方式	74%	68%	78%	84%
2方式	72%	69%	51%	85%

(注)低所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が24万円未満(年金収入177万円未満)、
 中所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が24万円以上139万円未満(年金収入177万円以上292万円未満)、
 高所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が139万円以上(年金収入292万円以上)とした。

表7 後期高齢者がいる市町村国保世帯のうち長寿医療制度(後期高齢者医療制度)創設によって
保険料が減少する世帯の賦課方式別・所得別の内訳(粗い推計)

		減少する世帯数割合	内 訳		
			低所得	中所得	高所得
賦課方式計		69%	31%	15%	22%
内 訳	4方式	32%	17%	7%	8%
	3方式	30%	13%	7%	10%
	2方式	7%	1%	1%	4%

(注)低所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が24万円未満(年金収入177万円未満)、
中所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が24万円以上139万円未満(年金収入177万円以上292万円未満)、
高所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が139万円以上(年金収入292万円以上)とした。

与党PTによる軽減策導入後

表8 後期高齢者がいる市町村国保世帯のうち長寿医療制度(後期高齢者医療制度)創設によって
保険料が減少する世帯の賦課方式別・所得別の内訳(粗い推計)

		減少する世帯数割合	内訳		
			低所得	中所得	高所得
賦課方式計		75%	37%	16%	22%
内 訳	4方式	34%	18%	8%	8%
	3方式	32%	15%	7%	10%
	2方式	10%	4%	1%	4%

(注)低所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が24万円未満(年金収入177万円未満)、
中所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が24万円以上139万円未満(年金収入177万円以上292万円未満)、
高所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が139万円以上(年金収入292万円以上)とした。

(参考1)

後期高齢者がいる市町村国保世帯の賦課方式別・所得別世帯割合

		世帯割合	内 訳		
			低所得	中所得	高所得
賦課方式計		100%	51%	20%	29%
内 訳	4方式	44%	23%	9%	12%
	3方式	43%	22%	9%	12%
	2方式	13%	6%	2%	5%

(注)低所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が24万円未満(年金収入177万円未満)、
中所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が24万円以上139万円未満(年金収入177万円以上292万円未満)、
高所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が139万円以上(年金収入292万円以上)とした。

(〇〇〇)市 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料と国保保険料との比較

(参考2)

整理番号	国保料率等(19年度)								長寿医療料率(20年度)		その他			
	賦課方式	所得割算定方式	保険料計算における料率等(%,円)				基礎賦課総額における割合(%)				所得割率(%)	均等割額(円)	国保被保険者数 (19年度末、人)	国保特会への法定外 一般会計繰入 (平成18年度、千円)
			所得割率	均等割額	平等割額	資産割額	所得割率	均等割率	平等割率	資産割率				

世帯区分	収入区分	国保				長寿医療制度移行後			
		軽減割合	独自減免	国保保険料(円)		軽減割合	独自減免	保険料(円)	合計額(円)
単身世帯 (75歳以上)	年金79万								
	年金201万								
	年金400万								
夫婦世帯 (夫婦ともに75歳以上)	夫:年金79万				夫の長寿保険料				
	妻:年金79万				妻の長寿保険料				
	夫:年金201万				夫の長寿保険料				
妻:年金201万				妻の長寿保険料					
夫:年金400万				夫の長寿保険料					
妻:年金400万				妻の長寿保険料					
夫婦世帯 (夫:75歳以上、妻:75歳未満)	夫:年金79万				夫の長寿保険料			妻の国保保険料	
	妻:年金79万				妻の長寿保険料			夫の国保保険料	
	夫:年金201万				夫の長寿保険料			妻の国保保険料	
妻:年金201万				妻の長寿保険料			夫の国保保険料		
夫:年金400万				夫の長寿保険料			妻の国保保険料		
妻:年金400万				妻の長寿保険料			夫の国保保険料		
同居世帯 (計3人:高齢者1人(75歳以上)、子供夫婦(夫婦ともに75歳未満))	高齢者:年金79万(世帯主:子供夫婦の夫)				長寿保険料			国保保険料	
	子供夫婦:年金79万								
	高齢者:年金201万(世帯主:子供夫婦の夫)				長寿保険料			国保保険料	
子供夫婦:年金201万									
高齢者:年金400万(世帯主:高齢者)					長寿保険料			国保保険料	
子供夫婦:年金400万									

備考	
----	--

(記入要領)

- 「国保料率等」については、19年度の保険料率等を記入すること。
- 「長寿医療料率」については、20年度の保険料率を記入すること。
- 「賦課方式」については、「4方式」、「3方式」、「2方式」の別について記入すること。
- 「所得割算定方式」については、「旧ただし書」、「本文」、「住民税」の別を記入すること。また、「住民税」の場合については、「市町村民税所得割額」、「市町村民税額」、「道府県民税額等」の別も記入すること。
- 「所得割率」については、%表示すること。
- 「資産割額」については、一世帯あたりの金額を記入すること。(計算方法については、資産割賦課総額÷総世帯数であるが、計算できない場合は18年度全国平均18,973円(世帯あたり)を使用すること)
- 「基礎賦課総額」における割合については、%表示すること。
- 「国保被保険者数」については、平成19年度末現在の被保険者数を記入すること。
- 「国保特会への法定外一般会計繰入」については、平成18年度の法定外一般会計繰入額を記載すること。
- 「軽減割合」については、「7割」、「5割」、「2割」、「6割」、「4割」の別について記入すること。また、軽減が適用されない場合は、「-」と記載すること。
- 「独自減免」については、独自減免が適用される場合は「○」と、適用されない場合は、「-」と記載すること。独自減免がある場合は「備考」欄にその内容及び要件を記載すること。
- 「国保保険料」については、19年度の料率等を使用し計算し、年額を記入すること。
- 「長寿保険料」については、年額を記入すること。
- 住民税方式を採用している市町村においては、単身世帯の場合、基礎控除(33万)のみを考慮すること。夫婦世帯・同居世帯の場合、基礎控除(33万)+配偶者控除(38万)のみを考慮すること。
- 夫婦世帯については、妻の収入は基礎年金など153万以下とし、夫が資産全部を持ち、夫の収入が変化しなかったとして計算すること。
- 同居世帯(計3人)については、子供夫婦の所得は夫の事業所得180万円のみとし、高齢者が資産全部を持ち、高齢者の収入が変化しなかったとして計算すること。